

相模原市 学校給食施設整備方針

令和5年5月

相模原市

目 次

1	策定の目的及び位置付け	1
2	現状と課題	2
(1)	児童生徒数の現状	2
(2)	給食施設の現状	2
(3)	相模原市立中学校完全給食実施方針の改定に向けた中間とりまとめ	5
(4)	給食施設の課題	5
3	整備方針	6
(1)	基本方針	6
(2)	施設別方針	7
	参考資料	11

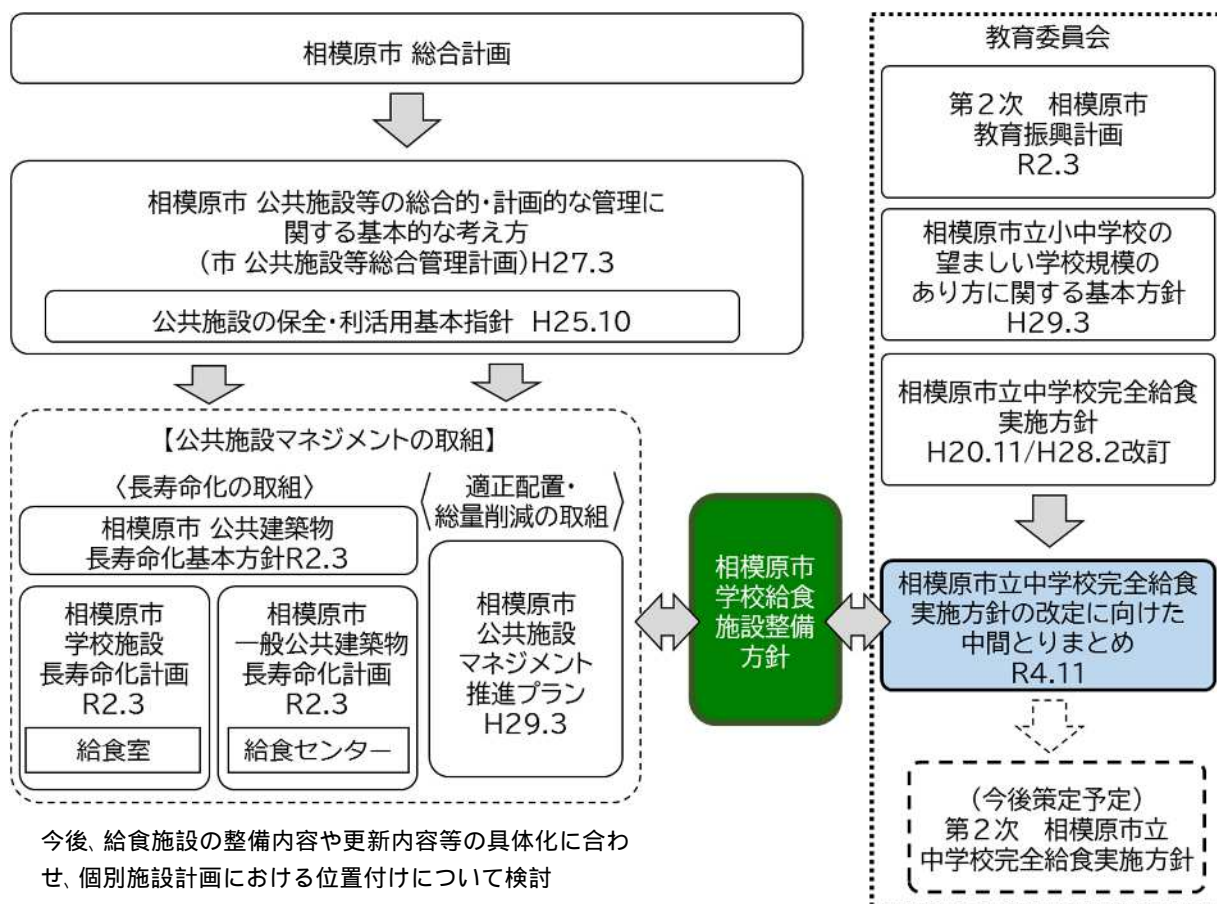
1 策定の目的及び位置付け

学校給食は成長期にある児童生徒の心身の健康の保持増進を図るものであるとともに、学校給食を充実させることは、児童生徒への食育の更なる推進につながり、学校給食の教育効果の向上を図ることができるだけでなく、子育て環境の充実の観点において、少子化対策としても期待される重要な取組です。

本市では、中学校給食の全員喫食の実現に向けた取組を始めとして、学校給食の改善を進めていますが、安全安心な学校給食を安定的に提供するためには、給食提供の基盤となる小学校の給食室や給食センター、また、給食センターからの給食を受け入れる学校の配膳室といった給食施設の整備・改善にも取り組む必要があります。

このため、教育委員会における「相模原市立中学校完全給食実施方針の改定に向けた中間とりまとめ」との整合を図りつつ、全員喫食の実現などの学校給食改革に必要な給食施設の整備等を推進することを目的として、「相模原市学校給食施設整備方針(以下「本方針」という。)」を策定します。

また、本方針は「相模原市学校施設長寿命化計画」や「相模原市一般公共建築物長寿命化計画」、「相模原市公共施設マネジメント推進プラン」などの関連計画と整合を図ります。



2 現状と課題

(1) 児童生徒数の現状

本市の児童生徒数は、全体として減少傾向にあり、将来的にもその傾向が継続することが予想されています。一方で、JR横浜線及び小田急線沿線では、児童生徒数の増加が見込まれる地域も存在しています。

児童生徒数の減少が見込まれる地域では、1学級のみが学年が発生し、クラス替えができない過小規模校への対応が必要となるほか、増加が見込まれる地域では、教室数の不足等が懸念されます。

このような中、過小規模校が発生している光が丘周辺地域、相武台周辺地域及び津久井地域では、それぞれの地域において、望ましい学校規模の実現に向けた取組を進めています。また、児童生徒数の増加が見込まれる相模大野周辺地域では、教室数不足の解消のため、校舎建設を進めている学校もあります。

(2) 給食施設の現状

本市の小学校では、学校に給食室を設置して給食を提供する自校方式を基本としています。また、中学校では、申込みのあった生徒に対して学校外の民間調理場で調理した給食を学校に配送して提供する選択制デリバリー方式を基本としています。

その他、給食センターで調理した給食を学校に配送して提供するセンター方式や、自校方式の学校が他の学校にも給食を配送して提供する親子方式により給食を実施している学校もあり、それぞれの実施方式に必要な給食施設を設置しています。

【表： 本市の給食提供の実施方式と給食施設】

(令和5年度)

区分	実施方式	学校数
小学校 69校	自校方式	54
	親子方式(子校)	1
	センター方式	14
	上溝学校給食センター	3
	城山学校給食センター	7
	津久井学校給食センター	4
中学校 34校	センター方式	4
	城山学校給食センター	2
	津久井学校給食センター	2
	選択制デリバリー方式	30
義務教育学校 2校	センター方式	2
	津久井学校給食センター	2

ア 給食センター及び受入校配膳室

本市では給食センターを津久井、城山、上溝の3か所に設置し、小学校14校、中学校4校、義務教育学校2校に給食を提供しています。

このうち、老朽化が進んでいる津久井学校給食センターは、「相模原市公共施設マネジメント推進プラン」に「更新しない方向」を位置付けています。城山学校給食センターについては、空調設備が未設置となっており、調理設備の老朽化が進んでいます。

【表 各給食センターの概要】

(令和5年度)

区分	津久井学校給食センター	城山学校給食センター	上溝学校給食センター
建築年度	昭和53年度 (1978年度)	平成7年度 (1995年度)	平成25年度 (2013年度)
対象校	中野小学校 根小屋小学校 串川小学校 津久井中央小学校	川尻小学校 湘南小学校 広陵小学校 広田小学校 桂北小学校 千木良小学校 内郷小学校	共和小学校 大野台小学校 並木小学校
	中野中学校 串川中学校	相模丘中学校 中沢中学校	
	青和学園 鳥屋学園		

また、給食センターや民間調理事業者から配送される給食を受け入れる学校(以下「受入校」という。)には、給食用コンテナを受け入れる配膳室を設置しています。

このうち、デリバリー給食実施校の配膳室は、生徒全員分の給食用コンテナ等を置くスペースがない学校もあります。

イ 給食室

本市では、給食室を小学校54校に設置しています。

このような中、平成11年度以降に設置した26校の給食室は、学校給食衛生管理基準¹に定めのある汚染作業区域と非汚染作業区域が区分されているなど、施設的に衛生管理を徹底しやすいドライシステム²の給食室となっていま

¹ 【学校給食衛生管理基準】: 学校給食法第9条第1項の規定に基づく基準。二次汚染防止の観点から、食品の選別、洗浄等を行う下処理室等の汚染作業区域と、食品の加熱調理や食缶への配食等を行う調理室等の非汚染作業区域、その他調理員の更衣室等のその他の区域に部屋単位で区分するなど、給食施設の基準も定められている。

² 【ドライシステム】: すべての調理機器からの排水が機器等に接続される排水管を通して流す方式 ウェットシステム

すが、残りの28校は、昭和50年代に整備された施設が多く、作業区域が区分されていないウェットシステムの給食室となっており、運用面の工夫により衛生管理に努めています。また、この中の4校の給食室は耐震基準を満たしていない状況です。

【表 ウェットシステムの給食室】

(令和5年度)

建築年度	学校名
昭和40年代	東林小学校 ^{注1} 、南大野小学校 ^{注1} 、鹿島台小学校
昭和50年代	横山小学校、緑台小学校、くぬぎ台小学校、双葉小学校、陽光台小学校 ^{注3} 、若草小学校、もえぎ台小学校 ^{注2} 、旭小学校、上溝南小学校、大島小学校、二本松小学校 ^{注3} 、上溝小学校、田名北小学校、青葉小学校 ^{注2} 、弥栄小学校、新磯小学校 ^{注3} 、谷口台小学校 ^{注3} 、九沢小学校、大野小学校、谷口小学校 ^{注1} 、相原小学校、淵野辺東小学校、若松小学校、新宿小学校
昭和60年代	当麻田小学校

注1 校舎併設型の給食室。谷口小学校は、校舎改築に合わせてドライシステム化する予定。

注2 学校再編の取組において、閉校予定。

注3 耐震基準を満たしていない給食室。

(3) 相模原市立中学校完全給食実施方針の改定に向けた中間とりまとめ

教育委員会では、学校給食あり方検討委員会からの「中学校給食の全員喫食を可能な限り早期に実現し、持続可能な運営を図ること」や「本市にとってふさわしい給食提供の実施方式として、センター方式を基本とすること」という中間答申を踏まえ、相模原市立中学校完全給食実施方針の改定に向けた中間とりまとめを策定しています。

(実施方式の考え方)

中学校給食の方向性に基づき、生徒全員への給食提供が早期に実施可能であり、持続可能な運営方式である「センター方式」を基本とします。

また、センター方式の導入が困難な学校が生じた場合については、自校方式、親子方式の順で検討します。

なお、中間答申においては、「計画的な既存給食施設の改善」に取り組むことについても意見が付されています。

(4) 給食施設の課題

ア 中学校給食の全員喫食に向けた提供・受入能力の拡充

既存の給食施設には、現在、デリバリー給食を実施している中学校の全生徒や教職員に給食を提供できるほどの余剰能力がありません。

このため、センター方式により、中学校給食の全員喫食を早期に実現するためには、提供能力の拡充に向けた新たな給食センターの整備が必要です。

また、選択制デリバリー方式にて給食を実施している学校で、現在の配膳室の容量では全員喫食に対応できない場合、適切な施設にするための対応を図る必要があります。

イ 既存の給食施設の改善

既存の給食センターや小学校給食室で、老朽化が進行しており、衛生管理上の課題がある施設については、安全性の向上を目指し、改築や改修などにより施設の改善を図る必要があるほか、一部の給食室については、合わせて耐震性の確保に向けた検討を早急に進める必要があります。

また、ドライシステムの給食室についても将来的な改造工事等を見据える必要があります。

ウ 持続可能性の向上

限られた財源を有効活用し、持続可能な給食運営を図るに当たっては、児童生徒数の増減や学校再編の取組など、学校給食を取り巻く環境変化に適切に対応するとともに、民間活力なども活用し、長期的な展望を持ちつつ、取り組んでいく必要があります。

3 整備方針

給食施設の整備、改善に当たっては、給食施設の現状や課題を踏まえ、「相模原市立中学校完全給食実施方針の改定に向けた中間とりまとめ」との整合を図り、次のとおり基本方針及び施設別方針を定め、取組を進めます。

(1) 基本方針

中学校給食の全員喫食の実現に向け、本市における中学校給食の給食提供の実施方式は、センター方式を基本とし、また、小学校給食は、従前どおり、自校方式を基本としつつ、各学校の施設配置や敷地状況、今後の児童数等を踏まえ、適切な方式を選択し、機能を維持します。

それぞれの実施方式に必要な給食施設を整備、又は改善していくに当たっての基本的な方針は、次のとおりとします。

ア 安全で安心な施設の整備

給食施設を新設する場合は、児童生徒が安全な給食を安心して喫食できるよう、HACCP(ハサップ³)に沿った高度な衛生管理が可能な施設とし、食品衛生法関連法令等や学校給食衛生管理基準に適合した施設を整備します。

また、既存の給食施設についてもドライシステムの導入を図るなど、学校給食衛生管理基準に適合するよう改善に向けて取り組むとともに、災害時には炊き出しを行う施設であることを踏まえ、耐震性に課題のある給食室については、早急に対応を図ります。

イ 持続可能性の向上

将来にわたり、安定的に給食を提供できるよう、施設の耐用年数や給食提供の継続性、財政負担、公共施設マネジメントの観点等を考慮しつつ、長期的な視点で段階的に給食施設の整備・改善に取り組めます。

ウ 財政負担の軽減

厳しい財政状況においても、給食施設の整備・改善を着実に推進するため、国庫補助金等の特定財源の確保や民間活力の活用などによる財政負担の軽減に努めます。

³ 【HACCP(ハサップ)】: 危害分析・重要管理点(Hazard Analysis and Critical Control Point)。食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因(ハザード)を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法

(2) 施設別方針

給食センター、受入校の配膳室、給食室といったそれぞれの施設に応じた方針は、次のとおりとします。

また、可能な限り早期に取り組む施設を「短期」、新たな給食センターの供用開始後直ちに取り組む施設を「中期」、それ以降に順次取り組む施設を「長期」として位置付け、各施設の整備等に段階的に取り組みます。

ア 新たな給食センターの整備【短期】

(ア) 目的

中学校給食の全員喫食の早期実現及び持続可能な給食運営を図ることを主たる目的として、令和8年中の供用開始を目指し、新たな給食センターを整備します。

(イ) 基本機能

安全安心で温かい給食を提供するため、汚染作業区域と非汚染作業区域等の区分、ドライシステムの採用などにより、HACCPに沿った高度な衛生管理が可能な施設とするとともに、食物アレルギー対応や適温提供に必要な調理等の機能を備えます。

また、小学校給食を含めた全市的な学校給食施設の更新にも貢献できるよう、生徒数が減少した場合の余剰能力によるバックアップ機能を有する施設として位置付けます。

(ウ) 配置

旧相模原市の区域のデリバリー給食実施校の生徒が、調理後2時間以内に給食を喫食できるよう提供することを基本として、中学校の位置を踏まえて配置する場合、最低でも2か所の新たな給食センターが必要ですが、具体的な施設数については、持続可能な給食運営を図ることを念頭に定める必要があります。

短期的な生徒数の増減への対応としては、対象校数を一定程度以上にすれば、地域的な開発等により一部の学校で生徒数が増加しても、他校の減少分に対応することが可能となり、施設の増築等を抑制することができます。

また、他の学校給食施設の更新時における給食の代替提供機能を担うためにも、将来的な生徒数の減少により生じる余剰能力が分散し、活用できなくなることがないように、一定以上の施設規模とすることが求められます。

このような状況を踏まえ、施設総量の抑制を図りつつ、安定的に全市的な給食提供を継続することを目指し、新たな給食センターは2か所とします。

(エ) 規模

中学校全生徒等への給食提供に加え、津久井学校給食センターの廃止等を見据えた食数の給食提供が可能な規模とします。

(オ) 用地

中学校給食の全員喫食の早期実現の観点から、不確定要素が少なく、(ウ)及び(エ)の配置、規模に適しており、工業系用途地域又は市街化調整区域で

ある土地から選定します。また、選定に当たっては、当該地の土地所有者や現況等も考慮します。

(カ) その他

給食センター本来の調理機能や配送能力を生かし、災害時における炊き出しや配送の拠点として地域防災機能も備えた施設とするほか、環境負荷の低減や民間活力の活用などにより、持続可能性の向上を図ります。また、学校現場における食育との連携についても配慮した施設とします。

【新たな学校給食センターの想定】

項目		(仮称)北部学校給食センター	(仮称)南部学校給食センター
目的		中学校給食の全員喫食の早期実現及び持続可能な給食運営を図るため、給食センターを2か所整備	
基本機能	調理	HACCPに沿った高度な衛生管理（学校給食衛生管理基準への適合） <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染作業区域、非汚染作業区域及びその他の区域に部屋単位で区分 ・ ドライシステム ・ 二次汚染防止の観点から、作業動線等を考慮し、諸室や器具、設備を配置 ・ 調理場の温度・湿度管理、食品の適温保管 ・ 調理器具等の適切な洗浄、保管 食物アレルギー対応（除去食専用調理室） 安定した配送体制 適温提供（保温性の高い食缶、配送車両等） 2献立を基本とし、手づくり調理にも対応	
	防災	災害時にも対応できる熱源、炊飯設備（炊き出し） 防災備蓄倉庫の設置 他の防災拠点への物資配送機能	
その他		環境負荷の低減 食育との連携 周辺生活環境への配慮	
配置		緑区東部及び中央区に位置する中学校に配送可能な位置(10校)	中央区及び南区に位置する中学校に配送可能な位置(17校)
食数規模		8,000食/日	9,000食/日

イ デリバリー給食実施校の配膳室の拡充【短期】

生徒全員分の給食を受け入れるに当たって容量が不足することが見込まれる配膳室については、新たな給食センターの整備に合わせて、改修や改築等により容量の拡充を図ります。

なお、改修等に当たっては、学校現場の状況を考慮しつつ、可能な限り余裕教室等の有効活用を図ります。

ウ 相模湖・藤野地区の中学校の対応【短期】

相模湖地区の中学校については、同地区の小学校への給食提供を行っている城山学校給食センターの配送圏域にあります。こうした状況を勘案し、相模湖地区の中学校については、城山学校給食センターから給食を提供することを基本とします。

藤野地区の中学校については、新たな給食センターからの通常の配送では調理後2時間以内での給食提供が難しくなることが想定される一方で、校地内の状況から自校方式も極めて困難です。既存給食センターを活用するセンター方式や藤野地区の小学校給食室を活用する親子方式など、地域の実情に応じた実施方式の検討が必要です。

小学校給食室を活用し、親子方式を導入するに当たっては、学校の意見や小学校給食の運営面への影響等を勘案しながら、給食配送用設備の検討や法的整理等を進めた上で施設の改修工事を行う必要があるため、一定期間が必要となることを見込まれます。

こうした状況を勘案し、藤野中学校については、全員喫食の開始に当たっては、配送方法を工夫して既存の給食センターを活用することとし、並行して小学校給食室の活用等について検討を進めます。

エ 既存給食センターの拡充・再編【中期】

城山学校給食センターは、将来的に津久井学校給食センターを廃止した後の津久井地域全体の給食提供の拠点とします。

このため、提供能力の向上や設備の老朽化状況に応じた改修工事等についても検討を進め、新たな給食センターによる代替機能の確保が図られた段階で、津久井学校給食センターを廃止した場合にも安定的に給食が提供できるよう「一般公共建築物長寿命化計画」に基づき、城山学校給食センターの機能強化・更新に向けた改修等に取り組みます。

オ 小学校給食室の改善

【短期】

ウェットシステムの給食室のうち耐震基準を満たしていない4校の給食室については、早期に安全性を確保できるよう改築の可能性について関係機関等との調整を進めるなど、対応を図ります。

【中・長期】

その他のウェットシステムの給食室については、新たな給食センターによる代替機能の確保が図られた段階で、学校再編の取組状況や施設の耐用年数、代替機能を有する給食センターの余剰能力の状況等に応じて、順次、改築に向けた検討を進めます。また、校舎内に併設されているウェットシステムの給食室については、「相模原市学校施設長寿命化計画」に基づき、大規模改修等の機会を捉えて、計画的な改善を図ります。

なお、改築に向けた検討の結果、改築が困難であった場合については、給食提供を継続するため、給食センターからの給食受入用の配膳室を整備します。

【参考1：実施時期ごとの整備内容】

区分	給食施設	整備内容	
		短期目標	中長期目標
小学校	給食室	改築等（耐震改修）	ドライシステム化
	上溝学校給食センター		（計画的保全）
	城山学校給食センター		機能強化・更新
	津久井学校給食センター		廃止
中学校	城山学校給食センター	藤野中学校は、並行して親子方式等も検討	機能強化・更新
	津久井学校給食センター		廃止
	（仮称）北部学校給食センター	新設	（計画的保全）
	（仮称）南部学校給食センター	新設	（計画的保全）
	配膳室	改修・改築等	-
義務教育学校	津久井学校給食センター		廃止

【参考2：概算事業費（短期目標）】

項目	事業費	備考
新たな給食センターの整備 ・（仮称）北部学校給食センター ・（仮称）南部学校給食センター	約98億円	PFI手法を想定
中学校配膳室の拡充	約7億円	16校分
小学校給食室の改築等（耐震改修）	約16億円	4校分（全校改築の場合）

（留意事項）

現時点における概算であり、詳細な内容の決定後、最新の単価等により改めて積算するため、事業費は増減する。なお、本概算事業費に計上していない費用としては、次の費用がある。

- ・ 用地取得費や既存施設の解体費等の新たな給食センター建設地に関連する費用
- ・ 環境配慮設備や付加機能に応じた付帯施設等の施設整備内容の詳細や運営方法に関わる費用
- ・ 物価・人件費等の上昇見込分に係る費用